

# 令和4年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

令和4年10月5日

10月5日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の改正について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

事務局職員出席者

事務局長	飯	田	利	彦	管理班長	石	毛	明	子
農地班長	滑	川	典	文	主 査	高	橋	亮	太郎

開会 午後 2時58分

議 長 ちょっと時間には早いですけれども、全員そろいましたので、これより総会を開会したいと思います。

本日の出席委員の確認でございますけれども、全員で19名ということでありまして、従いまして総会は成立をしております。

議 長 ただいまから令和4年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 まず初めに、議事録署名委員の選出をいたします。

このことについてですが、議長指名とさせていただきたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、7番 栗山雅幸委員、12番 飯森 孝委員の2名をご指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 次に、会期及び本日の提出議案についてお諮りをいたします。

この総会の会期は本日限りとし、提出議案は日程第1 議案第1号ないし日程第7 報告第2号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局管理班長 議案第1号 香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の改正について。令和元年11月7日付で、承認を受けた香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、下記のとおり改正したいので審議を求める。令和4年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

それでは、議案の概要を説明します。

総会資料の1ページから6ページをご覧ください。

指針については、従来は努力義務とされていましたが、今般の改正により「定めなければならない（農業委員会法第7条第1項）」と義務化されました。指針（案）は、平成31年4月に改選の香取市農業委員会が令和元年11月に作成したものをベースにしながら、改正に伴う部分の加筆、修正や、この3年間で変更になった事項等を踏まえて作成しました。

これまで、香取市農業委員会が活動の中心としてきた「人・農地プラン（地域計画）」の策定や更新、農地中間管理事業の活用など、農地等の利用の最適化の推進に関して、さらに進めるといった内容になっています。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何かご意見等ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ないと認めます。

それでは、採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定をいたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議 長 次、日程に従い、議案の審査を行います。

日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和4年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは7ページから11ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番は、親子間による使用貸借権の設定です。

整理番号2番及び3番は、譲渡人が農業経営の廃止のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

整理番号5番は、親子間の贈与であり、子である農業後継者に贈与による所有権移転をするものです。

以上5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長 林 藤江委員。

18番林委員 去る9月27日火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 ありがとうございます。

次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号1番について、林推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の設定を行うものです。したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断

いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号2番、3番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号2番について、新堀推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っておらず、また香取市内に当該農地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近いことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っておらず、また香取市内に当該農地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅地から近いことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号4番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号4番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の再設定を行うものです。したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号5番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号5番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が高齢のため、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 以上、報告がありましたとおりでございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしといたします。次に採決をしたいと思います。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
議案の概要を説明します。

ページは12ページから13ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は、1番は所有権移転、2番は地上権設定です。

整理番号3番、転用目的は事務所及び倉庫用地で、権利の内容は所有権移転です。

整理番号4番は、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

なお、本議案4件の申請地の農地区分は、全て農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

以上4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、林 藤江委員。

1 8 番林委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は4件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 初めに、整理番号1番について、担当委員の意見を伺います。

3 番 熱田英夫委員。

3 番熱田委員 農地法第5条、整理番号1番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

本件は、譲受人は〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るために、太陽光発電施設を設置するつもりです。

申請地は埋立て等はいりません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障が生じるおそれもなく、特に問題ないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、4 番 芹川 幹委員。

4 番芹川委員 整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この場所は、〇〇から〇〇〇〇の駐車場手前〇〇メートルぐらいかな、そこに〇〇〇〇〇〇という案内板があります。そこを右に曲がってもらって、右側の〇〇メートルぐらい行ったところなんですけれども、その先に〇〇〇〇〇〇〇〇〇がある分岐、これを真っすぐ行くと〇〇〇〇の集落に行きます。

本件は、譲受人は市内に所在する太陽光発電事業の法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効利用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は現況が畑であるため、埋立て等はいりません。また、申請地は実測で〇〇平米となり、隣接地の境界域は土地所有者立会いの下で、合意を得ております。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理をし、隣接する農地等は高低差がなく、土砂等の流失のおそれも

ありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障のおそれもなく、特に問題はないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、香取市〇〇〇の国道〇〇号線沿いに〇〇〇〇〇があります。その国道を挟んだ反対側が申請地になります。

本件は、譲受人は市内に在住する〇〇〇〇〇〇などを営む法人ですが、現在、賃貸契約で利用している事務所が今後利用できなくなるため、国道に面し利便性のよい申請地に事務所及び倉庫を建築し、移転する計画をしたものです。

申請地は現況が畑であるため、埋立て等はいりません。排水については、雨水は敷地内にて浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理の蒸発散装置により、敷地内で処理します。また、隣接する農地等の境界にブロックを設け、土砂等の流失を防止します。

なお、申請地は土地改良区等の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号4番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読いたします。

整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面へ〇〇メートルほど行った県道〇〇〇〇線の沿道に位置しております。

本件は、譲受人は市内に所在する〇〇〇〇〇〇などを営む法人です。譲受人の所有する車両は現在、グループ会社の敷地に合計〇台を駐車しておりますが、この会社が敷地内に駐車場を確保する必要があるため、新たに自社駐車場を設ける計画をしたものです。

申請地では埋立て等はいりません。排水については雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また隣接する農地はありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の

確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和4年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは14ページから28ページで、整理番号は1番から31番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上31件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは29ページから33ページで、整理番号は1番から7番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上7件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
通知は、4件です。

---

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。  
通知は、19件です。  
以上です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時36分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人